



ト改正セシテ希望スルナリ現行ノ郵便法ニ於テハ  
 寄状一通分ノ目方極メテ僅少ナルヲ以テ寄状ヲ認ル  
 ニ少シク油断スレバ忽チ一通分ノ制限ヲ越ス或ハ印  
 紙ヲ添附シ或ハ不足稅ヲ追課セラル、ト吾ハガ常ニ  
 實檢スル所ナリ是等ノ理由ヨリシテ寄状差出人ハ勉  
 メテ目方ノ減少ヲ謀ランガテ封筒マデモ輕量脆薄  
 ノ紙ヲ用ヒ送送ノ際ニ破損シテ遂ニ之ヲ配達スル能  
 ハズシテ止ム等ノ不都合アルト見ユ時々逕遞局ヨ  
 リ廣告シテ堅實ノ封皮ヲ使用スルヲ勸告セラル  
 アルナリ故ニ西洋諸國ノ先例ニ從ヒ書狀一通ノ目方  
 二友チ改メテ四友ト爲スハ差出人ノタメニモ取扱人  
 ノタメニモ共ニ便益ノ多キヲ知ルナリ又新聞紙等定  
 時刊行物ノ二厘五毛ノ帯封印紙ヲ廢シタルト新聞原  
 稿ノ無稅ヲ有稅ニ改メタルトハ學事獎勵知見廣通ヲ  
 勵ムノ趣意ニ非ラザルガ如シ之ヲ彼ノ米國政府ガ每  
 日刊行ノ新聞紙ヲ全國ニ送送スルニ一部ニ付一個月  
 郵稅十錢ヲ課シ又每週一回刊行ノ雜誌ナレハ其一  
 部内限リ無稅送送ヲ爲スモノニ比スレハ實ニ雲泥ノ  
 相違ナリト云ハザルヲ得ズ我輩ハ新聞記者タルガ故  
 ニ之ヲ言フニ非ズト雖モ爲メニ日本ノ文明ハ其進路  
 ニ多少ノ難隘ヲ見ルアル可シト信ズルナリ又人民  
 ノ利害ニ關スル建白請願書等ノ無稅送送ヲ廢シタル  
 ハ我輩又其理由ヲ知ルニ苦シムナリ英國ノ郵便法ニ  
 ナモ人民ヨリ女王陛下ニ直奉ノ請願書國會院ニ出ス  
 建白請願書等ハ悉皆無稅送送ナラザルハナシ或ハ之  
 有稅ニシテトテ請願ノ減少スルニモアルマワク  
 之ヲ無稅ニシテトテ面額ヲ増スニモアルマワケン  
 建白請願書ノ無稅送送ハ亦以テ政府寬大ノ名ヲ表スル  
 ニ足ルモノナラン歟又我輩ハ今回郵便法改正ノ過キ  
 タルヲ惜ムノモナラズ又其足ラザルヲ憾ム者ナリ彼  
 ノ書籍商品見本類ノ送送ノ如キ何故ニ其郵稅ヲ低下  
 シテ現行規則ノ不都合ヲ改直セザルニヤ新條例ヲ見  
 ルモ内國ノ書籍類送送稅ハ英米等海外万里ノ諸國ニ  
 送送スルモノニシテ依然三四倍ノ高價ニ在リ是亦學  
 事獎勵ノ影響ニ影響スルコト少ナラズト信ズルナリ  
 今回スレバ明治八九九年ノ頃ニテアアヤ英國倫敦ノ權  
 カナル一新聞ガ當時ノ日本郵便法ヲ論テ日本政府  
 建白請願書ヲ轉テ郵送スルニ一フハ一ヤンク

ト改正セシテ希望スルナリ現行ノ郵便法ニ於テハ  
 寄状一通分ノ目方極メテ僅少ナルヲ以テ寄状ヲ認ル  
 ニ少シク油断スレバ忽チ一通分ノ制限ヲ越ス或ハ印  
 紙ヲ添附シ或ハ不足稅ヲ追課セラル、ト吾ハガ常ニ  
 實檢スル所ナリ是等ノ理由ヨリシテ寄状差出人ハ勉  
 メテ目方ノ減少ヲ謀ランガテ封筒マデモ輕量脆薄  
 ノ紙ヲ用ヒ送送ノ際ニ破損シテ遂ニ之ヲ配達スル能  
 ハズシテ止ム等ノ不都合アルト見ユ時々逕遞局ヨ  
 リ廣告シテ堅實ノ封皮ヲ使用スルヲ勸告セラル  
 アルナリ故ニ西洋諸國ノ先例ニ從ヒ書狀一通ノ目方  
 二友チ改メテ四友ト爲スハ差出人ノタメニモ取扱人  
 ノタメニモ共ニ便益ノ多キヲ知ルナリ又新聞紙等定  
 時刊行物ノ二厘五毛ノ帯封印紙ヲ廢シタルト新聞原  
 稿ノ無稅ヲ有稅ニ改メタルトハ學事獎勵知見廣通ヲ  
 勵ムノ趣意ニ非ラザルガ如シ之ヲ彼ノ米國政府ガ每  
 日刊行ノ新聞紙ヲ全國ニ送送スルニ一部ニ付一個月  
 郵稅十錢ヲ課シ又每週一回刊行ノ雜誌ナレハ其一  
 部内限リ無稅送送ヲ爲スモノニ比スレハ實ニ雲泥ノ  
 相違ナリト云ハザルヲ得ズ我輩ハ新聞記者タルガ故  
 ニ之ヲ言フニ非ズト雖モ爲メニ日本ノ文明ハ其進路  
 ニ多少ノ難隘ヲ見ルアル可シト信ズルナリ又人民  
 ノ利害ニ關スル建白請願書等ノ無稅送送ヲ廢シタル  
 ハ我輩又其理由ヲ知ルニ苦シムナリ英國ノ郵便法ニ  
 ナモ人民ヨリ女王陛下ニ直奉ノ請願書國會院ニ出ス  
 建白請願書等ハ悉皆無稅送送ナラザルハナシ或ハ之  
 有稅ニシテトテ請願ノ減少スルニモアルマワク  
 之ヲ無稅ニシテトテ面額ヲ増スニモアルマワケン  
 建白請願書ノ無稅送送ハ亦以テ政府寬大ノ名ヲ表スル  
 ニ足ルモノナラン歟又我輩ハ今回郵便法改正ノ過キ  
 タルヲ惜ムノモナラズ又其足ラザルヲ憾ム者ナリ彼  
 ノ書籍商品見本類ノ送送ノ如キ何故ニ其郵稅ヲ低下  
 シテ現行規則ノ不都合ヲ改直セザルニヤ新條例ヲ見  
 ルモ内國ノ書籍類送送稅ハ英米等海外万里ノ諸國ニ  
 送送スルモノニシテ依然三四倍ノ高價ニ在リ是亦學  
 事獎勵ノ影響ニ影響スルコト少ナラズト信ズルナリ  
 今回スレバ明治八九九年ノ頃ニテアアヤ英國倫敦ノ權  
 カナル一新聞ガ當時ノ日本郵便法ヲ論テ日本政府  
 建白請願書ヲ轉テ郵送スルニ一フハ一ヤンク

ト改正セシテ希望スルナリ現行ノ郵便法ニ於テハ  
 寄状一通分ノ目方極メテ僅少ナルヲ以テ寄状ヲ認ル  
 ニ少シク油断スレバ忽チ一通分ノ制限ヲ越ス或ハ印  
 紙ヲ添附シ或ハ不足稅ヲ追課セラル、ト吾ハガ常ニ  
 實檢スル所ナリ是等ノ理由ヨリシテ寄状差出人ハ勉  
 メテ目方ノ減少ヲ謀ランガテ封筒マデモ輕量脆薄  
 ノ紙ヲ用ヒ送送ノ際ニ破損シテ遂ニ之ヲ配達スル能  
 ハズシテ止ム等ノ不都合アルト見ユ時々逕遞局ヨ  
 リ廣告シテ堅實ノ封皮ヲ使用スルヲ勸告セラル  
 アルナリ故ニ西洋諸國ノ先例ニ從ヒ書狀一通ノ目方  
 二友チ改メテ四友ト爲スハ差出人ノタメニモ取扱人  
 ノタメニモ共ニ便益ノ多キヲ知ルナリ又新聞紙等定  
 時刊行物ノ二厘五毛ノ帯封印紙ヲ廢シタルト新聞原  
 稿ノ無稅ヲ有稅ニ改メタルトハ學事獎勵知見廣通ヲ  
 勵ムノ趣意ニ非ラザルガ如シ之ヲ彼ノ米國政府ガ每  
 日刊行ノ新聞紙ヲ全國ニ送送スルニ一部ニ付一個月  
 郵稅十錢ヲ課シ又每週一回刊行ノ雜誌ナレハ其一  
 部内限リ無稅送送ヲ爲スモノニ比スレハ實ニ雲泥ノ  
 相違ナリト云ハザルヲ得ズ我輩ハ新聞記者タルガ故  
 ニ之ヲ言フニ非ズト雖モ爲メニ日本ノ文明ハ其進路  
 ニ多少ノ難隘ヲ見ルアル可シト信ズルナリ又人民  
 ノ利害ニ關スル建白請願書等ノ無稅送送ヲ廢シタル  
 ハ我輩又其理由ヲ知ルニ苦シムナリ英國ノ郵便法ニ  
 ナモ人民ヨリ女王陛下ニ直奉ノ請願書國會院ニ出ス  
 建白請願書等ハ悉皆無稅送送ナラザルハナシ或ハ之  
 有稅ニシテトテ請願ノ減少スルニモアルマワク  
 之ヲ無稅ニシテトテ面額ヲ増スニモアルマワケン  
 建白請願書ノ無稅送送ハ亦以テ政府寬大ノ名ヲ表スル  
 ニ足ルモノナラン歟又我輩ハ今回郵便法改正ノ過キ  
 タルヲ惜ムノモナラズ又其足ラザルヲ憾ム者ナリ彼  
 ノ書籍商品見本類ノ送送ノ如キ何故ニ其郵稅ヲ低下  
 シテ現行規則ノ不都合ヲ改直セザルニヤ新條例ヲ見  
 ルモ内國ノ書籍類送送稅ハ英米等海外万里ノ諸國ニ  
 送送スルモノニシテ依然三四倍ノ高價ニ在リ是亦學  
 事獎勵ノ影響ニ影響スルコト少ナラズト信ズルナリ  
 今回スレバ明治八九九年ノ頃ニテアアヤ英國倫敦ノ權  
 カナル一新聞ガ當時ノ日本郵便法ヲ論テ日本政府  
 建白請願書ヲ轉テ郵送スルニ一フハ一ヤンク

ト改正セシテ希望スルナリ現行ノ郵便法ニ於テハ  
 寄状一通分ノ目方極メテ僅少ナルヲ以テ寄状ヲ認ル  
 ニ少シク油断スレバ忽チ一通分ノ制限ヲ越ス或ハ印  
 紙ヲ添附シ或ハ不足稅ヲ追課セラル、ト吾ハガ常ニ  
 實檢スル所ナリ是等ノ理由ヨリシテ寄状差出人ハ勉  
 メテ目方ノ減少ヲ謀ランガテ封筒マデモ輕量脆薄  
 ノ紙ヲ用ヒ送送ノ際ニ破損シテ遂ニ之ヲ配達スル能  
 ハズシテ止ム等ノ不都合アルト見ユ時々逕遞局ヨ  
 リ廣告シテ堅實ノ封皮ヲ使用スルヲ勸告セラル  
 アルナリ故ニ西洋諸國ノ先例ニ從ヒ書狀一通ノ目方  
 二友チ改メテ四友ト爲スハ差出人ノタメニモ取扱人  
 ノタメニモ共ニ便益ノ多キヲ知ルナリ又新聞紙等定  
 時刊行物ノ二厘五毛ノ帯封印紙ヲ廢シタルト新聞原  
 稿ノ無稅ヲ有稅ニ改メタルトハ學事獎勵知見廣通ヲ  
 勵ムノ趣意ニ非ラザルガ如シ之ヲ彼ノ米國政府ガ每  
 日刊行ノ新聞紙ヲ全國ニ送送スルニ一部ニ付一個月  
 郵稅十錢ヲ課シ又每週一回刊行ノ雜誌ナレハ其一  
 部内限リ無稅送送ヲ爲スモノニ比スレハ實ニ雲泥ノ  
 相違ナリト云ハザルヲ得ズ我輩ハ新聞記者タルガ故  
 ニ之ヲ言フニ非ズト雖モ爲メニ日本ノ文明ハ其進路  
 ニ多少ノ難隘ヲ見ルアル可シト信ズルナリ又人民  
 ノ利害ニ關スル建白請願書等ノ無稅送送ヲ廢シタル  
 ハ我輩又其理由ヲ知ルニ苦シムナリ英國ノ郵便法ニ  
 ナモ人民ヨリ女王陛下ニ直奉ノ請願書國會院ニ出ス  
 建白請願書等ハ悉皆無稅送送ナラザルハナシ或ハ之  
 有稅ニシテトテ請願ノ減少スルニモアルマワク  
 之ヲ無稅ニシテトテ面額ヲ増スニモアルマワケン  
 建白請願書ノ無稅送送ハ亦以テ政府寬大ノ名ヲ表スル  
 ニ足ルモノナラン歟又我輩ハ今回郵便法改正ノ過キ  
 タルヲ惜ムノモナラズ又其足ラザルヲ憾ム者ナリ彼  
 ノ書籍商品見本類ノ送送ノ如キ何故ニ其郵稅ヲ低下  
 シテ現行規則ノ不都合ヲ改直セザルニヤ新條例ヲ見  
 ルモ内國ノ書籍類送送稅ハ英米等海外万里ノ諸國ニ  
 送送スルモノニシテ依然三四倍ノ高價ニ在リ是亦學  
 事獎勵ノ影響ニ影響スルコト少ナラズト信ズルナリ  
 今回スレバ明治八九九年ノ頃ニテアアヤ英國倫敦ノ權  
 カナル一新聞ガ當時ノ日本郵便法ヲ論テ日本政府  
 建白請願書ヲ轉テ郵送スルニ一フハ一ヤンク

スル一大文明國ヲ現出スベキナト口ヲ極メテ實談  
 タルヲ見テ當時我輩ハ五厘端書トテ全國ニ通ズルモ  
 ノニハアラザルヲ倫敦新聞ノ言ハ少シ溢美ニ失シテ  
 ル恐レアリト口ニハ言ヘル心ニハ十分得意自負ノ思  
 アリタリ然ルニ今此實談得意ノ尙ホ生々々々最中ニ  
 突然新條例ノ頒布ニ遇ヒ我輩ハ又英國人ノタメニ何  
 等ノ實談ヲ蒙ルベキヤト一念忽チ慨然タラザルヲ得  
 ズ嗚呼我日本郵便法ニ關シテハ彼ノ英國人ニ聞カセ  
 トモナキ事少ナカラザルナリ

雜報

○參內 來三十日ノ宮中に於テ大祓の式を行はせら  
 る、に付當日ハ各省勅奏任官總代として各一名づゝ  
 通常禮服用用午後二時參內可有之旨を昨日德大寺宮  
 內卿より諸省へ達せられり  
 ○賞賜 土方內務大輔は本年コレラ病流行の際檢  
 疫事務に勉勵されし賞として一昨日太政官より紅白  
 縮緬一匹つゝ又麝香間詰并ニ宮中祓候の華族方へ本  
 年中勲務の賞及歳末に御祝儀として二羽重七子縮緬  
 及袴地等をこの程夫々へ下賜されり  
 ○山田內務卿 同卿より來十六年一月早々布達に  
 元原案等取調中にて頗る御用多し  
 ○蜂須賀茂韶君 今由新任の蜂須賀佛國特命全權公  
 使の直ニ赴任する、等ありしが年内僅の日子を餘し  
 且陸軍卿より別段依頼の慶もよき有るを以て來る一  
 月中旬まで出發を見合せられしといふ  
 ○尾崎三郎君 本日の叙任欄内に在る如く同君より  
 參事院議官に任せられしが三等官相當年俸三千五百  
 圓を下賜せられり  
 ○船客 一昨日横濱入港の漁船名古屋丸にて歸京さ  
 れたる人々之大藏三等田仕郷純造、參事院議官中村  
 弘毅、大藏少書記官有尾數重、宮内權少書記官麻見義  
 修、日本銀行副總裁宮田鉄之助諸君あるよし  
 ○湯池根室縣令 同君には此程田京せられ芝口一丁  
 目の綾部某方へ投宿せられたり  
 ○徳川家達君令室 先頃近衛家より徳川家達君へ嫁  
 せられし令室某迄のよと一昨日養母天璋院迄の  
 供進芝増上寺の徳川將軍家代々を靈屋へ初めて參  
 詣せられしよし  
 ○波多野渡邊氏同君 去月廿九日當地を出發して遠  
 州地方へ赴かれし交詢社逕回委員波多野承五郎渡  
 邊治の兩君の同地方より三州豊橋、田原、岡崎、大濱、  
 尾州龜崎、牟田、名古屋、勢州四日市等の交詢社員を  
 訪問し昨廿二日四日市より瀧船にて歸京されり  
 ○大沼廣君 府下にて能書の間へある大沼廣君氏

會て清國に在て兒童は習字法を見るに總て寫  
 て隨書法ニ非されバ塾師に就き習されしよ大  
 あることを發明されて歸朝後と専ら其法に據  
 に授けられしに拙歩の著し於よりよの頃小島  
 字の儀ニ付右簡便の見込を文部省へ建言せられ  
 よし  
 ○アストン氏 神戸在留の英國領事アストン  
 て日本語にも熟されしが近來頻りに漢書を讀  
 傍ら朝鮮語をも研究されしお付當時の韓人  
 も自らせざる程あるが此程何れ目的あり  
 本、支那、朝鮮三國の書籍を讀み古昔より我國  
 との關係を綿密に取調べらるゝといふ  
 ○昇等司法省にて昨日判任官四十名等外敷  
 等ありたり  
 ○祭案料 太政官九等屬大野亨氏の去る廿日  
 れしが同氏の明治元年より以來十五年間勤  
 勵の廉より祭案料として金五十圓賜りたる  
 ○侍從巡視 從來參事元老兩院より度々民  
 爲め議官方々各地方へ巡視されしが以來の  
 意を加へらるゝ由にて侍從の方々時々派出  
 への由  
 ○中央衛生會 內務省中央衛生會は於ては  
 日本年の納會を開くるゝ付細川會長初め  
 一同並ニドクトル、ピートン氏も出席さ  
 ○秘密會議 山縣參事院議長、田中同副議長  
 浦岡議官補は憲法上取調の義より昨今内閣  
 に於て秘密會議を開くれ一切他人の出入を  
 へし  
 ○諸願同指令改正 既に諸願條例を未發布  
 る故に各人民が政府へ對し建言或いは諸願  
 の取扱方法及び指令の期日を今度改直さる  
 此程より參事院に於ても協議に付せられし  
 書面を差出しするの月日より向ふ一百日を  
 らせ指令するゝ事と豫定せられりといふ  
 ○改正郵便切手 來十六年一月より實施せ  
 正郵便切手の同局より去る二十日を期して  
 一般へ配附濟み相成りしといふ  
 ○院館修繕 太政官中統計院と修史館の來  
 常盤橋内の新築へ移さるゝ計檢査院跡へ  
 跡へは參事院各部内の分課を置くゝといふ  
 して聞く  
 ○陸軍臨時總務 西田陸軍七等出仕は今  
 陸軍臨時總務事務取調掛を命せられり  
 ○姫路分營 大阪鎮守府州姫路分營にては